

市街化調整区域における開発許可に係る審査基準

平成19年11月30日施行

令和4年7月11日一部改正

市街化調整区域において行う開発行為については、都市計画法第34条各号に規定する市街化調整区域における開発許可の立地基準に適合するほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、兵庫県福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）その他の法令及び条例等の規定に適合するものでなければならない。

都市計画法第34条各号に規定する立地基準の適合性については、次の審査基準により審査する。

農林水産物の処理施設等（法第34条第4号）

農林水産物の処理施設等に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

- 1 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外の建築物
 - (1) ライスセンター（米乾燥施設）、カントリーエレベーター（米乾燥貯蔵施設）
 - (2) 共同選果場、共同選別場、共同出荷場（ただし、農林漁業協同組合等の出荷団体等事業の継続性が見込まれる者が行うものに限る。）
- 2 当該市街化調整区域において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な次の建築物又は第一種特定工作物であり、原材料の50%以上（副資材を必要とする場合は原材料の総重量比）を当該市街化調整区域に依存しているもので、産地において速やかに処理・加工を行う必要性が認められること。
 - ①畜産食料品製造業 ②水産食料品製造業 ③野菜缶詰・果実缶詰製造業 ④農産保存食料品製造業 ⑤動植物油脂製造業 ⑥精穀・製粉業 ⑦砂糖製造業 ⑧配合飼料製造業 ⑨製茶業 ⑩でん粉製造業 ⑪一般製材業 ⑫堆肥製造業（家畜糞尿及び副資材を資源として使用するものに限る。一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の用に供されるものは除く。） ⑬その他農林水産物の処理施設等と認められるもの